

2022年5月30日

東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

## トータルアシスト超保険 個人賠償責任補償特約等を生命保険とセットで引受可能に ～「日常生活のリスクに備える補償」により加入しやすく～

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「東京海上日動」と東京海上日動あんしん生命保険株式会社(取締役社長 川本 哲文、以下「東京海上日動あんしん生命」)は、生損保一体型保険「トータルアシスト超保険(以下「超保険」)」において、国内保険会社で初めて、個人賠償責任補償特約等の「日常生活のリスクに備える補償」を、生命保険とセットで引受可能とする商品改定を2022年10月に行いますので、お知らせします。

### 1. 背景

近年、若年層の車離れ、高齢者の免許返納等の増加により、マイカーを持たないお客様が増加しています。また、日常生活を取り巻くリスクに備える補償である「個人賠償責任補償特約」や「弁護士費用特約」は、自動車保険などにオプションで付帯する必要があり、マイカーを持たないお客様については加入がしづらくなっております。

一方で、自転車事故の高額賠償事例が増加するなど、日常生活を取り巻くリスクは増大・多様化しております。東京海上日動と東京海上日動あんしん生命は、より多くのお客様にそれらに対する備えをしていただきやすくするために、生損保一体型商品である「超保険」の商品改定の検討を進めてまいりました。

### 2. 商品改定の概要

2022年10月1日以降始期契約より、生損保一体型保険「超保険」において、個人賠償責任補償特約や弁護士費用特約等の「日常生活のリスクに備える補償」を、生命保険とセットで引受可能とします。

○・・・契約可、×・・・契約不可

お引受け内容(例)	現在	改定後
定期保険+個人賠償責任補償特約	×	○
終身保険+弁護士費用特約	×	○

#### 【生命保険とセットで引受可能となる「日常生活のリスクに備える補償」(特約)】

- ・個人賠償責任補償特約
- ・弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)
- ・携行品特約
- ・借家人賠償責任・修理費用補償特約
- ・ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
- ・救援者費用等補償特約

東京海上日動と東京海上日動あんしん生命は、今後も「安心と安全」の提供を通じて、お客様をお守りすべく取り組んでまいります。

以上